

移動等円滑化取組計画書

2026 年 6 月 25 日

住 所 大阪市阿倍野区松崎町 2-2-25
阿倍野松崎町 NK ビル 2 階

事業者名 西日本ジェイアールバス株式会社
代表者名 代表取締役社長 富本 直樹

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1)乗合バス車両整備に関する事項
・当社が保有する乗合バス車両(一般線)においては、2025 年度末時点でのノンステップバス運用率は 99%となっており、引き続きこの割合の維持に努める。
・当社が保有する高速バス車両において、バリアフリー車両としてダブルデッカーバスを 19 台保有しており、継続して運用する。
(2)旅客支援、情報提供および教育訓練などに関する事項
・サービス介助士資格の保有率については、引き続き 60%以上を維持する。
・支援を必要とする人への理解を深める教育を定期的実践するとともにサービスマニュアルを活用した技能維持に努める。
・お客様が視認しやすい案内、情報提供の設備を維持する。
・お困りのお客様へ社員からの積極的なお声かけが実施できることを促進する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・ノンステップバス	購入計画なし
・ダブルデッカーバス	購入計画なし

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
教育の充実	・ サービス介助士資格の取得を促進し、お客様が円滑にご利用できる介助にむけて、社員への教育を充実する。 ・ 車椅子をご利用のお客様が円滑、安全にご利用いただくための教育を充実する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
案内の充実 乗降時の介助	・ 大阪駅 JR 高速バスターミナル内に車椅子 1 台を設置しており、必要に応じて対応できる体制を維持する。 ・ 目の不自由なお客様、お困りのお客様に気付いた場合は、お声かけを行い、誘導案内・介助希望の有無を確認する。 ・ 各チケットセンター、バス車内に筆談具およびコミュニケーションボードにより耳の不自由なお客様とのコミュニケーションの充実を図る。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
案内の充実	・ 大阪駅 JR 高速バスターミナル内にサービス介助士が常駐していること、車椅子をご用意していることをステッカー等によりご案内する。 ・ 大阪駅 JR 高速バスターミナルの行先案内表示機について、高齢者にも視認しやすくするため、表示には青色に白文字を基本とした情報設備を維持する。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
運転士の技術向上	・目の不自由な方とのディスカッションにより、お客様の立場にたった対応やコミュニケーション方法等の研修を実施する。 ・社内で実施する運転競技会において、乗降に不自由な方の乗降支援等を競技し、実践応用力の向上を図るため実施する。 ・「サービス介助士」の資格取得を促進する。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
広報活動	・当社ホームページにて車椅子ご利用方法を提示する。 ・車内でのポスター掲出や案内放送等により広報に努める。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

本社営業部をバリアフリーサポートの主管部として推進体制を構築する。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

当社ホームページにより公表する。

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。